

縣會改選と選挙公正に関する指令

七月末東京で開催せる全農中央委員會及び社會大衆黨中央執行委員會の方針に基き第七回全農福岡縣聯常任委員會は左の如く縣内各支部に指令する。

一、縣會改選に関する方針

ブルジョア諸政黨はすでに全く中央では無力化したか今尚地方自治体には獨占的地盤をもつてゐるので之を覆滅せねばならぬ。同時に官治行政は各縣に經濟部を創設したが經濟更生の美名のもとに獨占的大資本家の農利全体搾取に奉仕してゐる反働官僚に對しても斷乎闘争するため縣會には積極的に進出せねばならぬ。しかし乍ら選挙戦の遂行には多少の犠牲特に組合財政に影響を及ぼし、或は候補者の選定を誤りした

め、選挙後に於て組合内部の人の和を缺く事なきよう細心の注意を要する。

(1) 福岡縣に於て我組合員が立候補する地區にすべて社會大衆黨公認候補となりて闘ふこと。

立候補地區 一三井、企救、京都^{三都}

(2) 我が組合より立候補せしめざる地區に、他の無産團體から立候補した場合には選挙後に組合に及ぼす影響を考慮して其の態度を決すこと。

應援地區 一早良、鞍手、田川、嘉穂の四郡及び其の他の都市並に郡部。

(3) 産業組合或は其の外團體が今次の選挙に進出する場合は我が組合は組合の立場に矛盾せざる限り産業組合の政治的進出と提携し之を我が組合の擴大強化に利用すること。